正七位に叙する（各通）　岩井　忠弘
　葉野　龍一　佐藤　安義
従七位に叙する（各通）（以上八月十一日）　武智　守雄
　木村　弘美　守山　竹敏
従五位に叙する（各通）　小枝　英勲
　近藤　幹夫　立石　幸人
正六位に叙する（各通）　碓井　市郎
　小川　修　金井　吉雄
従六位に叙する（各通）　北園　一男
　佐藤　種男　高橋　力
（警視庁警部）
　内藤　満敏　森廣　勝
従六位に叙する（各通）　武田二三夫
　落合　三郎　吉岡　虎雄
正七位に叙する（各通）　佐久間輝夫
　塩野　茂雄　松村　清彦
従七位に叙する（各通）（以上八月十二日）　宮内　良幸
　小野　繁　鈴木　欣一
従四位に叙する　福森　毅
　正八位　清家　二郎　関亦　重信
従五位に叙する（各通）　富里　義一　脇田　興次
　林　浩三　前田　満美　溝川　博由
正六位に叙する（各通）　出岡　幸一　鎌田　美弘
（宮崎県職員）　平　重喜　河野　和之
　池田　敏生　遠藤　信　森川　正昭　横山　知己
　田中　敬良　松本　欣一　大勢登康憲　芹澤　弘義　渡辺れい子
従六位に叙する（各通）　中浦　茂雄　脇田　興次
　落合　貞行　佐藤　忍　中村　幸雄
　北原雄二郎　佐々木正栄　國枝　一正　桝井　正美
　宮川　龍一　横山　知己　三川　東芳　大崎郁次郎
正七位に叙する（各通）　関口　信之　関　舜
　黒田　榮　阿南　信夫
従七位に叙する（各通）（以上八月十三日）　田中　敬良
　前田　満美　溝川　博由
（お茶の水女子大学名誉教授）　瑞宝双光章を授ける（各通）
　藤巻　正生　黒田　榮　河野　和之
従七位　櫻井　雄作　横山　知己
正四位に叙する　瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十三日）
（米子工業高等専門学校名誉教授）　西田日出夫　渡辺れい子
　簸内　卓男　瑞宝双光章を授ける（各通）
従四位に叙する　脇田　興次
　飯田　幸雄　瑞宝単光章を授ける（以上八月十四日）
正五位に叙する　芹澤　弘義　中村　幸雄
　若尾　昇　瑞宝双光章を授ける（各通）
従五位に叙する（各通）　桝井　正美
　小坂　良治　瑞宝単光章を授ける（以上八月十五日）
　正八位　大崎郁次郎
　井崎清五郎　瑞宝単光章を授ける（八月十六日）
　渡辺れい子　関　舜
正六位に叙する（各通）　瑞宝双光章を授ける（八月十六日）
　山下　博　落合　貞行
　西田日出夫　瑞宝単光章を授ける（八月十七日）
　（宮崎県職員）
　北原雄二郎
　田中　敬良
　林　浩三
　前田　満美
　溝川　博由
　瑞宝双光章を授ける（各通）
　黒田　榮
　櫻井　雄作
　横山　知己
　瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十三日）
　西田日出夫　渡辺れい子
　瑞宝双光章を授ける（各通）
　脇田　興次
　瑞宝単光章を授ける（以上八月十四日）
　芹澤　弘義　中村　幸雄
　瑞宝双光章を授ける（各通）
　桝井　正美
　瑞宝単光章を授ける（以上八月十五日）
　大崎郁次郎
　瑞宝双光章を授ける（八月十六日）
　関　舜
　瑞宝単光章を授ける（八月十七日）
従七位に叙する（八月二十日）
　小澤　幸雄　成田　長代
○叙勲
旭日単光章を授ける（各通）（八月十二日）
　田邊　孝　松村　朋一
旭日単光章を授ける（各通）（八月十三日）
　阿南　喜己
旭日単光章を授ける（八月十四日）
　大脇　平八　関根　一郎
旭日単光章を授ける（各通）（八月十五日）
　関口　信之
旭日中綬章を授ける（八月十八日）
　犬木　徳則　斎藤　敏雄
　武智　守雄　田中　榮
　村上　颯男　森島　武彦
瑞宝双光章を授ける（各通）
　岩井　忠弘　葉野　龍一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十一日）
　佐藤　安義
　武田　善伸
瑞宝小綬章を授ける
　金井　吉雄　近藤　幹夫
　立石　幸人　松村　清彦
瑞宝双光章を授ける（各通）　鈴木　幸造
　小川　修　宮内　良幸
　塩野　茂雄
（警視庁警部）　武田二三夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十二日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、九月十六日メキシコ国の独立記念日につき、同月十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関の登録事項の変更

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第77条の6の21の規定により準用する第77条の6の6の規定に基づく登録事項の変更の届出があったので、同規則第77条の6の21の規定により準用する第77条の6の16第2号の規定に基づき公示する。

平成26年9月17日

国土交通大臣　太田　昭宏

1．登録学科講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
　甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関第6号
　ニッスイマリン工業株式会社
　代表取締役社長　小池　廣光
　福岡県北九州市戸畑区銀座二丁目6番27号
2．変更のあった事項
　代表者の氏名
　変更前：代表取締役社長　小池　廣光
　変更後：代表取締役社長　原田　厚
3．変更のあった日　平成26年5月29日
4．変更の理由　代表者交代のため

限定救命艇手登録講習実施機関の登録事項の変更

救命艇手規則（昭和37年運輸省令第47号）第16条の規定に基づき次の者から申請があったので、同規則第26条第2号の規定に基づき公示する。

平成26年9月17日

国土交通大臣　太田　昭宏

1．登録講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
　限定救命艇手登録講習実施機関第3号
　ニッスイマリン工業株式会社
　代表取締役社長　小池　廣光
　福岡県北九州市戸畑区銀座二丁目6番27号
2．変更のあった事項
　代表者の氏名
　変更前：小池　廣光
　変更後：原田　厚
3．変更のあった日　平成26年5月29日
4．変更の理由　代表者交代のため

登録安全担当者講習実施機関の登録事項の変更

船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第81条の規定に基づく登録事項の変更の届出があったので、同規則第91条第2号の規定に基づき公示する。

平成26年9月17日

国土交通大臣　太田　昭宏

1．登録安全担当者講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
　登録安全担当者講習実施機関第6号
　ニッスイマリン工業株式会社
　代表取締役社長　小池　廣光
　福岡県北九州市戸畑区銀座二丁目6番27号
2．変更のあった事項
　代表者の氏名
　変更前：代表取締役社長　小池　廣光
　変更後：代表取締役社長　原田　厚
3．変更のあった日　平成26年5月29日
4．変更の理由　代表者交代のため